

# 合併協定書

浜島町

大王町

志摩町

阿児町

磯部町

## 1 合併の方式

志摩郡浜島町、同郡大王町、同郡志摩町、同郡阿児町及び同郡磯部町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。

## 2 合併の期日

平成16年（2004年）10月1日とする。

## 3 新市の名称

新市の名称は、志摩市とする。

## 4 新市の事務所の位置

- 1 新市の事務所の位置は、志摩郡阿児町鵜方2371番地1に置く。
- 2 浜島町、大王町、志摩町及び磯部町の現庁舎については、総合支所機能を有する施設として活用し、一部分庁方式とする。
- 3 新庁舎の建設については、新市において検討する。

## 5 財産及び債務の取扱い

- 1 5町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。
- 2 財産区の財産は、財産区の財産としてすべて新市に引き継ぐ。
- 3 財政調整基金及び減債基金の総額については、推定標準財政規模の10%を確保する。

## 6 議会議員の定数及び任期の取扱い

- 1 市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年10月31日まで引き続き新市の議会議員として在任する。
- 2 在任特例適用後の新市の議会議員の定数は、26人とする。
- 3 選挙区については設けない。

4 在任特例を適用する期間の議会議員の報酬額については、現行報酬をもとに調整する。

## 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

- 1 新市に1つの農業委員会を置き、5町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 2 在任特例適用後の新市の選挙による委員の定数は、15人とする。
- 3 選挙区については設けない。

## 8 地方税の取扱い

- 1 個人市民税の均等割の税率を2,500円(標準税率)とする。
- 2 市民税の個人所得割、法人均等割、法人税割及び固定資産税、軽自動車税については、現行どおり標準税率を適用する。
- 3 固定資産税の特例による減免措置及び不均一課税については、新市において実施する。
- 4 市町村たばこ税、特別土地保有税及び入湯税の税率については、新市においても現行どおりとする。
- 5 納期については、次のとおり調整する。

(1) 個人市民税 (普通徴収)	1期	6月1日～30日まで
	2期	8月1日～31日まで
	3期	10月1日～31日まで
	4期	12月1日～25日まで
(2) 固定資産税	1期	5月1日～31日まで
	2期	7月1日～31日まで
	3期	9月1日～30日まで
	4期	11月1日～30日まで
(3) 軽自動車税	全期	5月1日～31日まで

## 9 一般職の職員の身分の取扱い

5町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

- (1) 職員数については、新市において定員適正化計画を作成し、職員数の適正化を図る。
- (2) 職員の職名、職務については、合併時に統一する。
- (3) 職員の給与については、職員の処遇の適正化の観点から、その基準を統一する。

## 10 特別職の職員の身分の取扱い

特別職の職員（消防団員は除く）については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- (1) 新市の職務執行者については、合併までに5町の長が別に協議して定めるものとする。
- (2) 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。給料の額については、同規模自治体の例をもとに調整する。
- (3) 法令の定めるところにより、行政委員会の委員は新市においても設置し、報酬額については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。
- (4) その他の審議会・委員会等の附属機関の内、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期及び報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。

## 11 条例、規則等の取扱い

条例、規則等については、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備する。

- (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分又は職権により、即時制定し施行させるもの
- (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行するもの
- (3) 合併後、逐次制定し施行するもの

## 12 組織及び機構の取扱い

- 1 新市の組織は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。
- 2 新市における事務組織及び機構は、「新市における組織・機構の整備方針」に基づき整備する。

### 13 一部事務組合等の取扱い

#### 1 一部事務組合の取扱い

- (1) 志摩広域斎場組合は、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、新市において合併の日にすべての事務及び財産を引き継ぐ。
- (2) その他の一部事務組合は、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

#### 2 広域連合の取扱い

鳥羽志勢広域連合は、合併の日の前日をもって当該広域連合から脱退し、新市において合併の日に当該広域連合に加入する。

#### 3 協議会の取扱い

- (1) 三重県伊勢志摩地区広域市町村圏協議会は、合併の日の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。
- (2) 志摩地域合併協議会は、合併の日の前日までに当該協議会を廃止する。

#### 4 共同設置の取扱い

志摩郡公平委員会は、合併の日の前日をもって規約を廃止し、新市において現行の規約の内容により合併の日に共同設置する。

#### 5 土地開発公社の取扱い

三重県大王・志摩土地開発公社は、新市において志摩市土地開発公社として存続するものとする。

#### 6 その他の協議会等の取扱い

志摩郡内で組織する協議会等は、合併の日の前日をもって廃止し、必要な事務は新市に引き継ぐものとする。

### 14 使用料、手数料等の取扱い

1 使用料については、新市における速やかな一体性の確保や住民負担に配慮するとともに財政状況を勘案しながら調整する。

- (1) 5町間で同一又は類似の施設については、可能な限り統一に努める。
- (2) 差異の著しいものや事情により調整が困難なものは、新市において段階的に調整する。

2 手数料については、原則として合併時に統一する。

### 15 公共的団体等の取扱い

公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しな

がら統合整備に努めるものとする。

- (1) 各町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- (2) 各町に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- (3) 各町に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。
- (4) 各町独自の団体は、原則として現行のとおりとする。

## 16 補助金、交付金等の取扱い

各町の補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において検討するものとする。

- (1) 各町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- (2) 各町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整する。
- (3) 他の補助金等に整理統合できる補助金等については、統合の方向で調整する。

## 17 町名、字名の取扱い

町・字の名称については、次のとおりとする。

- (1) 「志摩郡」を「志摩市」に置き換える。
- (2) 浜島町については、現行の大字名から「大字」を削除する。

## 18 慣行の取扱い

- 1 市章については、新市において新たに定める。
- 2 市の花・木等については、新市において検討する。
- 3 市民憲章、宣言及びキャッチフレーズについては、新市において検討する。
- 4 名誉市民表彰、功労者表彰及び一般表彰については、新市において「表彰制度検討委員会」を設置し、検討する。

## 19 病院、診療所の取扱い

- 1 大王町国民健康保険病院、志摩町国民健康保険前島病院、浜島町国民健康保険診療所については、それぞれ志摩市立国民健康保険大王病院、志摩市立国民健康保険前島病院、志摩市立国民健康保険浜島診療所として現行のまま新市に引き継ぐとともに、県立志摩病院も含めた機能分担等について検討し、地域医療体制の充実を図る。
- 2 病院運営協議会については、新市において新たに設置する。

## 20 国民健康保険の取扱い

- 1 保険税賦課徴収関係については、次のとおりとする。
  - (1) 新市において国民健康保険税(料)は、平成16年度は各町の賦課方式を採用し、平成17年度から賦課方式は、国民健康保険税として四方式(所得割、資産割、均等割、平等割)による統一を図る。
  - (2) 新市の保険税については、税の格差が著しく大きいため、合併特例法第10条を適用し、5年間は不均一課税とし、統一するよう段階的な調整を行う。
  - (3) 納期は10期とし、阿児町の例による。
  - (4) 新市における賦課軽減措置は、7・5・2割を採用する。
  - (5) 徴収事務については、組集金を合併までに廃止する方向で検討する。
- 2 保険給付及び助成関係については、次のとおりとする。
  - (1) 医療給付費給付事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。
  - (2) 高額療養費支給事務の委任払いについては、新市において実施する。また、高額療養費支払い資金貸付事業については、磯部町の例により実施する。
  - (3) 療養費支給事務及び出産育児一時金支給事務については、現行のまま新市に引き継ぐ。また、出産費資金貸付事業については、浜島町の例により実施する。
  - (4) 葬祭費支給事務については、浜島町、大王町、志摩町の例により実施する。
  - (5) 無受診世帯表彰事業については、3年間無受診世帯に対し5,000円相当の記念品を贈る。

## 21 介護保険の取扱い

- 1 介護保険事業計画については、新市において策定する。
- 2 介護保険サービス等については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 3 介護保険料の賦課事務については、次のとおりとする。
  - (1) 平成16年10月から平成17年3月までは、旧町の保険料を継続し、17年度からの保険料については、新市において調整する。

- (2) 不均一賦課の間は、新市内の移動による賦課徴収は、旧町のまま継続し、新市以外の転入者は、転入先の旧町における保険料を算定し徴収する。
- (3) 普通徴収の本算定については、浜島町・阿児町の例により調整する。
- 4 納期については、平成16年10月から平成17年3月までは旧町のまま継続し、平成17年度からは、浜島町・阿児町・磯部町の例により調整する。

## 22 消防団の取扱い

消防団は、合併時に統合する。

- (1) 分団等の組織は、合併後も当分の間現行どおりとするが、合併までに新組織体制を調整する。
- (2) 浜島町、大王町、志摩町、阿児町及び磯部町の消防団の団員である者については、新市に引き継ぐものとする。
- (3) 消防団員の任免、服務、報酬、費用弁償その他身分の取扱いについては、合併までに調整する。
- (4) 訓練、出動指令体制については、合併までに調整する。

## 23 各種事務事業の取扱い

### 23-1 電算システムの取扱い

住民サービスの低下を招かないよう、合併時に電算システムを統合し、ネットワークシステムにより運用する。

### 23-2 窓口業務の取扱い

住民サービスの低下を招かないよう、調整に努めるものとする。

### 23-3 自治会、行政連絡機構の取扱い

- 1 行政配布物の回覧方法については、当分の間現行どおりとし、新市において住民自治組織等と協議する。
- 2 配布物の配布回数については、月3回とする。
- 3 配布手数料については、平成17年度から一世帯当り年間1,200円とする。



- 4 大王町、志摩町及び阿児町の連絡所並びに磯部町の出張主事については、当分の間現行どおりとし、新市においてその存続について検討する。
- 5 自治会組織のない地区については、地域の自立を促し、自治活動の活性化が図られるよう組織づくりについて支援する。また、将来的に新市の自治会連合会として組織できるよう働きかけを行う。
- 6 自治会活動補助金については、合併までに、項目に分けた新たな基準を設け平成17年度から交付方法等補助金制度を統一する。ただし、現に補助金等交付を受けている自治会については、当分の間現行の基準を下回らないよう調整する。

#### 23 - 4 広報広聴の取扱い

- 1 広報紙については、当分の間月1回の発行とし、発行日は毎月1日とする。
- 2 広聴事業については、合併後速やかに充実を図るものとする。
- 3 ケーブルテレビについては、合併までに調整する。
  - (1) ケーブルテレビ会社間の差異がある部分については、統一できるよう要望していく。
  - (2) 行政チャンネルは統一する。
  - (3) 磯部町新世代地域ケーブルテレビ加入促進補助金は、合併時に廃止する。

#### 23 - 5 防災関係の取扱い

- 1 地域防災計画については、新市において速やかに策定する。
- 2 防災行政無線の運用については、次のとおりとする。
  - (1) 同報系・移動系設備については、当分の間現行どおりとし、関係機関と協議のうえ現設備を連動させたくうえで暫定運用を行い、合併後3年以内に周波数を統一し整備する。
  - (2) 戸別受信機については、当分の間現行どおりとし、新市において全戸無償貸与の方向で検討する。
  - (3) 放送内容については、合併後速やかに統一する。

#### 23 - 6 人権対策の取扱い

- 1 人権対策については、合併後も引き続き実施し、事業内容の充実を図る。
- 2 住宅新築資金貸付等償還事務及び福祉資金貸付事業償還事務については、現行のまま新市に引き継ぐ。

- 3 隣保館事業及び迫間児童館・教育集会所事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 4 社会人権同和教育については、合併後、速やかに調整する。

### 23 - 7 保健事業の取扱い

- 1 保健センターについては、施設は現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、平成17年度から5か所ある保健センターのうち1か所を(仮称)総合保健センターとし、残りの4か所の保健センターは(仮称)地区保健センターとする。
- 2 母子保健事業のうち、妊婦・乳児健康診査事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。幼児健康診査及び相談事業については、合併後速やかに調整する。
- 3 老人保健事業のうち、対象年齢、個人負担金については、合併までに統一する。その他については、合併後速やかに調整する。
- 4 歯科保健事業及び精神保健事業については、合併後速やかに調整する。
- 5 予防接種事業については、平成17年度から、ポリオを除き個別接種で実施する。
- 6 結核健康診査事業については、対象年齢を15歳以上とし、精密検査の委託先は、新市内の市立病院、県立病院及び医療機関とする。
- 7 栄養改善事業については、合併後速やかに調整する。
- 8 健康づくり推進事業については、地域の特性を考慮することも踏まえながら、合併後速やかに調整する。
- 9 畜犬登録事務及び狂犬病予防注射については、現行のまま新市に引き継ぐ。

### 23 - 8 各種福祉制度の取扱い

- 1 新市においては、社会福祉法第14条第1項の規定に基づき地方自治法第156条第1項の行政機関として福祉に関する事務所(福祉事務所)を設置する。
- 2 児童福祉事業については、次のとおりとする。
  - (1) 国又は県が定める制度は、現行の実施方法を調整し、新市で実施する。
  - (2) 各町が独自で実施している事業については、合併後速やかに調整する。
- 3 障害者福祉事業については、次のとおりとする。
  - (1) 国の支援費制度は、現行のまま新市に引き継ぐ。
  - (2) 国又は県が定める制度は、現行の実施方法を調整し、新市で実施する。
  - (3) 各町が独自で実施している事業については、合併後速やかに調整する。
- 4 在宅介護事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 5 高齢者福祉事業については、次のとおりとする。
  - (1) 国又は県が定める制度は、現行の実施方法を調整し、新市で実施する。

- (2) 各町が独自で実施している事業については、合併後速やかに調整する。
- 6 児童館関係については、次のとおりとする。
- (1) 児童館事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 放課後児童対策事業は、合併後も当分の間現行どおりとし随時調整する。
- 7 福祉医療関係については、次のとおりとする。
- (1) 乳幼児福祉医療、心身障害者福祉医療、重度心身障害者福祉医療及びひとり親家庭等福祉医療は、県の補助基準で実施し、町単独事業は廃止する。
- (2) 68・69歳老人福祉医療は、県事業が平成15年8月で廃止のため、2年間の経過措置を残し廃止する。
- 8 保育所関係については、次のとおりとする。
- (1) 保育所の入・退所事務は、新市において新たに入所決定機関等を設置し、新市の入所基準を定め決定する。
- (2) 保育時間は、合併後速やかに調整する。
- (3) 給食方式は、合併後も当分の間現行どおりとし随時調整する。
- (4) 保育実施年齢は、受け入れ可能な保育所において10か月児から受け入れる。
- (5) 新市の保育料については、料金格差が著しく大きいため、不均一料金とする。平成17年4月から3年間は大王町については現行どおりとし、大王町を除く4町については統一保育料とする。4年目に見直しを行い、平成22年4月から統一を図る。
- (6) 新市の延長保育料については、料金格差が著しく大きいため、不均一料金とする。平成17年4月から3年間は大王町については現行どおりとし、大王町を除く4町については磯部町の例を基に統一保育料とする。4年目に見直しを行い、平成22年4月から統一を図る。
- (7) 磯部町の通園バス運行は、現行のまま新市に引継ぎ平成17年3月をもって廃止する。

## 23 - 9 ごみ処理事業の取扱い

- 1 ごみの収集運搬及び処分については、当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- 2 一般廃棄物処理施設の受付業務については、合併までに調整する。
- 3 ごみ袋については、市の指定した袋とし、ごみ袋手数料については、合併時に統一する。ただし、志摩町の回収ボックス等並びに阿見町及び磯部町の指定容器等の使用については、当分の間現行どおりとする。
- 4 持ち込みごみ処理手数料については、合併時に統一する。
- 5 指定ごみ袋販売委託業務については、当分の間現行どおりとする。
- 6 ごみ減量化容器購入助成事業については、合併までに調整する。

### 23-10 環境対策事業の取扱い

- 1 一斉清掃等については、当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- 2 生活排水対策事業については、合併後速やかに調整する。
- 3 汚水処理施設の設置基準については、阿児町の例により調整する。
- 4 水質調査事業については、合併後速やかに調整する。
- 5 墓地の管理運営については、当分の間現行どおりとし、随時調整する。

### 23-11 農林水産関係事業の取扱い

- 1 農林水産業の振興に関する各種計画については、新市において新たに策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を引き継ぎ運用する。
- 2 各種農林水産関係事業については、次のとおり調整する。
  - (1) 現在、継続中の国・県補助事業については、新市においても引き続き実施する方向で調整するが、事業の実施に伴う負担割合については、合併後速やかに調整する。
  - (2) 町単独事業については、負担割合も含めて、合併後速やかに調整する。
- 3 各種農林水産関係施設等については、現行どおり新市に引き継ぐが、維持管理方法及び災害復旧事業に伴う負担割合等については、新市において調整する。
- 4 水田農業経営確立対策事業に伴う生産調整の実施方法については、合併後速やかに調整する。
- 5 有害鳥獣駆除防止対策事業については、合併までに調整する。
- 6 海外研修生受入対策事業（近海鯉漁業）については、現行どおり新市に引き継ぐ。

### 23-12 商工観光の取扱い

- 1 商店街活性化事業、空き店舗対策事業については、合併後も当分の間現行どおりとし、地域の特性を考慮し検討する。
- 2 観光イベント・PR事業については、合併後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- 3 地域の伝統的な祭りは、存続するものとする。

### 23-13 都市計画の取扱い

- 1 土地利用計画、都市計画マスタープラン、緑のマスタープラン（緑の基本計画）は、新市において策定委員会を設置し、策定する。

- 2 都市計画区域については、合併後も当分の間現行どおりとし、新市において都市計画審議会を設置し、都市計画区域の見直しと、用途地域指定の検討を行う。
- 3 地籍調査事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において10か年計画を策定し、事業の推進を図る。
- 4 土地区画整理事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 5 都市公園等の公園施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 6 公営駐車場・公営駐輪場については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 7 宅地開発に関する事務については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において開発指導要綱を策定し、公共施設の維持管理・帰属について調整する。

#### 23 - 14 建設関係事業の取扱い

- 1 町道、準用河川については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 新市の道路認定基準、準用河川指定基準については、合併後速やかに調整する。
- 3 急傾斜地崩壊対策事業については、合併後も当分の間現行どおりとし、新市において受益者負担金の基準を定める。
- 4 公営住宅については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において住宅マスタープランを策定し、整備を進める。
- 5 小集落改良住宅については、合併後も当分の間現行どおりとし随時調整する。
- 6 道路位置指定道路の取扱いについては、大王町の例により調整する。
- 7 セットバック用地の取扱いについては、合併後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- 8 建築協定条例については、阿児町の例により調整する。

#### 23 - 15 水道事業の取扱い

- 1 上水道事業計画については、合併後も当分の間、現行どおりとし随時調整する。
- 2 新市の水道料金については、料金格差が著しく大きいため、不均一料金とする。平成17年4月から3年間は各町の現行どおりの料金体系で運営し、4年目に見直しを行い、平成22年4月から統一を図る。
- 3 加入分担金は、合併後も当分の間、現行どおりとし随時調整する。
- 4 水道料金の賦課徴収事務については、料金の徴収及び減免措置等を合併までに調整する。また、集金人体制についても合併までに調整する。
- 5 開発行為等に伴う水道施設等については、合併までに調整する。

## 23-16 下水道事業等の取扱い

- 1 公共下水道事業は、次のとおりとする。
  - (1) 各町の継続中の事業については、新市に引継ぐ。
  - (2) 公共下水道受益者負担金については、現行のまま新市に引継ぐ。ただし、口数の算定については、合併までに調整する。
  - (3) 下水道使用料については、料金格差が大きいため、不均一料金とする。平成17年4月から3年間は各町の現行どおりの料金体系で運営し、4年目に見直しを行い、平成22年4月から統一を図る。
- 2 農業集落排水事業の取扱いは、公共下水道事業に準ずる。
- 3 漁業集落排水事業の取扱いは、公共下水道事業に準ずる。
- 4 合併処理浄化槽設置整備事業の取扱いは、次のとおりとする。
  - (1) 町単独の補助金は、平成16年度末をもって廃止し、平成17年4月から新市の補助金制度を創設する。
  - (2) 合併処理浄化槽設置整備事業補助金は、国・県の補助基準に基づき平成16年10月から統一を図る。

## 23-17 学校教育関係の取扱い

- 1 就学区域については、現行のまま新市に引継ぎ、新市において基本計画を策定し、学区や再編成について十分検討を重ねたうえで調整する。
- 2 通学費助成金については、合併後も当分の間現行どおりとし、遠距離通学費について検討する。
- 3 学校統廃合については、合併後も当分の間現行どおりとし、新市において学校編成計画を策定する。
- 4 高校通学スクールバスの運行補助については、合併後も当分の間現行どおりとし、通学条件に地域格差が生じないよう地域の実情を考慮した運行内容について検討し、補助規定を策定する。
- 5 奨学金制度については、継続中または償還中のものは、現行の制度に基づき行い、平成17年4月から新たな制度を定め運営する。
- 6 学校施設の整備は、新市において整備計画を策定し、重要度の高いものから順次整備する。
- 7 学校給食費は、平成17年4月から大王町の例により統一し、新市において適正な料金体系の確立を図る。
- 8 幼稚園の運営は、合併後も当分の間現行どおりとし、新市において地域格差が生じないよう幼稚園整備計画を策定し検討する。
- 9 幼稚園授業料等は、平成17年4月から統一する。

- (1) 教育時間は、午前8時30分から午後2時までを原則とする。
- (2) 入園料は廃止し、授業料は年額54,000円(月額4,500円)とする。
- (3) 預かり保育時間は、午前7時30分から午前8時30分及び午後2時から午後6時までとする。
- (4) 預かり保育料は、次のとおりとする。

午前7時30分から午前8時30分まで

月額 1,500円 緊急時 日額 150円

午後2時から午後4時まで

月額 3,000円 緊急時 日額 300円

午後2時から午後6時まで

月額 6,000円 緊急時 日額 600円

### 23-18 社会教育関係の取扱い

- 1 文化祭等については、合併後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- 2 体育祭等については、新市において市民が多数参加できる事業や運営方法を検討する。
- 3 その他の生涯学習事業及び社会体育事業については、新市において一体性のある事業を展開できるよう調整する。
- 4 町指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 5 成人式については、成人の日の前日に1会場で行う。
- 6 総合型地域スポーツクラブについては、現行のまま新市に引き継ぐ。

### 23-19 社会福祉協議会の取扱い

- 1 社会福祉協議会については、それぞれの事情を尊重しながら、合併時に統合できるよう支援する。
- 2 事業委託等については、社会福祉協議会の事業内容等を考慮しながら、調整に努める。

### 23-20 その他の事務事業の取扱い

#### 1 情報公開等の取扱い

情報公開、個人情報保護、市長の資産公開については、現行の制度を踏まえ新市において実施する。

## 2 交通対策等の取扱い

(1) バス対策事業については当分の間現行どおりとし、随時調整する。

(2) 交通災害共済制度は、合併までに調整する。

## 3 第三セクターの取扱い

第三セクターについては、現行どおりとする。

## 4 国際交流事業、地域間交流事業の取扱い

(1) 国際交流事業については、合併後速やかに調整する。ただし、国際交流員招致事業については、磯部町の例により調整する。

(2) 地域間交流事業については、合併後速やかに調整する。

## 5 指定金融機関等の取扱い

新市における指定金融機関等は、合併までに調整する。

## 6 出産祝金の取扱い

出産祝金については、合併後速やかに調整する。

## 24 新市建設計画

新市建設計画については、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。



# 調 印 書

浜島町、大王町、志摩町、阿児町及び磯部町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき志摩地域合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成16年 2月10日

浜 島 町 長

井上 大



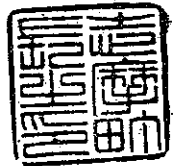
大 王 町 長

野名 澄代



志 摩 町 長

大口 秀和



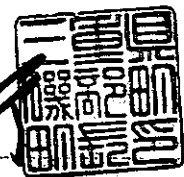
阿 児 町 長

竹内 千尋



磯 部 町 長

西井 一 貴



立 会 人

合併協議会委員

田 岡 光 生

合併協議会委員

大 野 昇

合併協議会委員

井 上 作 広

合併協議会委員

柴 原 寛 一

合併協議会委員

小 坂 治 義

合併協議会委員

和 田 亨

合併協議会委員

高 橋 廣 成

合併協議会委員

山 際 優

合併協議会委員

稻 凡 豊

合併協議会委員

畑 中 薫

合併協議会委員

西 村 弘

合併協議会委員

小 川 道 人

合併協議会委員

濱 口 礎 司

合併協議会委員

岡 藤 輝 夫

合併協議会委員

中 森 勇 喜

合併協議会委員

太田昭榮

合併協議会委員

村瀬博三

合併協議会委員

西尾種生

合併協議会委員

関戸本昭

合併協議会委員

西山榮味子

合併協議会委員

田中稔

合併協議会委員

畑英津子

合併協議会委員

阪谷寛

合併協議会委員

阪本武己

合併協議会委員

坂本臣由

合併協議会委員

橋本征郎